

中部運輸局自動車交通部

令和8年3月4日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、酒井 TEL 052-952-8038

三重運輸支局 輸送・監査担当

石野、人見、宇野 TEL 059-234-8411

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所

事業者名：三重水産運輸 有限会社

(代表者：橋本 和昌)

住 所：三重県四日市市富双2丁目1-24

2. 行政処分等の概要

・本社営業所（三重県四日市市富双2丁目1-24）

処分日：令和8年3月4日

処分内容：① 事業停止処分14日間

② 車両使用停止処分440日車

(2両を146日間、1両を148日間の使用停止)

③ 文書警告

・津営業所（三重県津市香良洲町字新開地5276-6）

処分日：令和8年3月4日

処分内容：① 事業停止処分3日間

・南知多営業所（愛知県知多郡南知多町大字大井字西園165番地）

処分日：令和8年3月4日

処分内容：① 事業停止処分3日間

3. 監査端緒

当該事業者の運転者が酒気帯び運転を行ったとの情報を入手したことから監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

酒酔い・酒気帯び運行の業務をさせていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)

5. 違反内容及び違反条項

(1) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(2) 酒酔い・酒気帯び運行の業務をさせていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)

(3) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

(4) 事業用自動車の点検整備記録簿の記載が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)

(5) 点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)

(6) 点呼の実施が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)

(7) 飲酒運転防止に係る点呼を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)

(8) アルコール検知器を有効な状態で保持していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)

(9) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(10) 業務の記録をしていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

(11) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

- (12) 業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (13) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (14) 運行記録計による記録に事実と異なる記録をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (15) 事故の記録の記録事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)
- (16) 運行指示書を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)
- (17) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (18) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (19) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する飲酒運転防止に係る指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (20) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)
- (21) 輸送の安全にかかわる情報の公表をしていなかった。
(貨物自動車運送事業法第23条の3)

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 54点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 54点